

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 証拠説明書（2）

平成31年3月6日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 吉江 仁子

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1 4	関西電力ウェブ サイト	写し	平成 3 1 年 3 月 3 日 (印刷日)	被告関西 電力	被告関西電力の火力発電所の状 況	
甲 1 5	関西電力ウェブ サイト	写し	平成 3 1 年 3 月 5 日 (印刷日)	被告関西 電力	被告関西電力が、平成 3 1 年 4 月 1 日に海南発電所を廃止する とともに、御坊発電所 2 号機及 び奥多々良木発電所 3 号機につ いても同日から休止することを 決定したこと	
甲 1 6	産経新聞記事	写し	平成 3 1 年 3 月 1 日	産経新聞 社	被告関西電力が石油火力発電所 の一部の廃止・休止を決定した こと及びその背景 電力需要が減少していること等	
甲 1 7	第 1 6 1 回神 戸市環境影響 評価審査会資 料 1 7 補足 説明資料 (温 室効果ガス関 係)	写し	平成 2 9 年 9 月	被告神戸 製鋼	被告神戸製鋼が、新設発電所を 石炭火力発電所とすることを正 当化する根拠の一つとして、被 告関西電力が既設の石油火力・ L N G 火力発電所の稼働を抑制 するという事を挙げており、 被告関西電力の石油火力・L N G 火力の減少により概算で 4 9 0 万トンの C O 2 排出が削減さ れると主張していること等	
甲 1 8	第 1 6 1 回神 戸市環境影響 評価審査会議 録	写し	平成 2 9 年 9 月	神戸市環 境局	同上	マーカー は代理人 において 付した。

以上